

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年7月28日
照会部署名 宇都宮西年金事務所 適用調査課
照会担当者 (課長)木下 正行
連絡先
メールアドレス

業務実施部署の長の確認	印南 邦之
-------------	-------

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No.2010-026	本部受付番号 No.2010-819
------------------------	--------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

給与支払い締め日の変更があった月に、固定的賃金の変動があった場合の月額変更について

(内容)

固定的賃金の変更が4月にあったが、4月以降の給与支払い締め日に変更があった場合、隨時改定は可能か。可能なら起点はいつになり、報酬をどのように決定するか。また、疑義照会に似た様なケースが2パターン(2010-296、2010-326)あり、それぞれ回答が異なるが、これはどちらのケースに該当するのか?

変更前 賃金締切日 月末締め、当月末日払い

変更後 賃金締切日 15日締め、当月25日払い

4月支払 (4/1 ~4/15) 支払日 当月25日 支払基礎日数15日

5月支払 (4/16~5/15) 支払日 当月25日 支払基礎日数30日

6月支払 (5/16~6/15) 支払日 当月25日 支払基礎日数30日

(ブロック本部回答)

起算月を5月支払とし取扱うものと思料するが、本案件について、諸規定等において、明らかにされていることが確認出来なかつたため、本部への疑義照会をお願いします。

回答日 平成22年8月5日

回答部署名 北関東・信越ブロック本部適用・徴収支援部
厚生年金適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター（厚生年金適用支援グループ長）
吉沢 契佐紀

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

(本部回答)

ご照会の件については、ブロック本部の見解のとおり5月を起算月として、
隨時改定の要否を判断することとなる。

なお、類似の疑惑照会ということで、【2010-296 給与支払い締め日の変更があ
った場合の月額変更について】があげられているが、こちらは賃金変動後の初
回である支払い月において既に変更後の報酬が実績として確保されているもの
に対し、本件は賃金変動後の初回である支払い月の翌月になって初めて変更後
の報酬の実績が確保されるという点に違いがある。

また、標準報酬の改定に関しては、固定的賃金の変動が生じた場合であって
も、その変更後の報酬が実績として確保されない限りは、報酬月額に高低が生
じたものとは言い得ないものと考えることとなる。

すなわち、単に昇給を行うことが決定した段階では実績となり得ないもので
あり、現実に昇給に基づく報酬の支給を受け、その実績が確保された上で初め
て高低の比較が可能となるものである。

したがって、本件については、その実績が確保されることとなる賃金変動後
の初回である支払い月の翌月が随时改定の起算月となる。

一方、【2010-296 給与支払い締め日の変更があった場合の月額変更について】
においては、実績が確保されることとなる起算月以降の継続した3か月間にお
いて、各月の支払基礎日数が17日未満であることから、随时改定の対象とは
ならない。

回答日 平成22年8月23日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G
回答作成者 (一般) 村上 泰史
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	山上
----------------------------------	----